

平成24年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

市税につきましては、平素からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地・家屋のほか、事業の用に供される償却資産についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は毎年1月1日（賦課期日）現在において、津山市内に所有している償却資産の状況を市へ申告していただきます。

つきましては、この「申告の手引き」をご参照の上、申告書を期限までに提出していただきますようお願いいたします。

申告書提出期限 平成24年1月31日（火）

提出期限は上記のとおりですが、事務処理の都合上、1月20日（金）までに提出していただきますようご協力をお願いいたします。

申告書（控え）の返送を希望される方は、返信用切手・封筒を必ず同封してください。

申告書は必ずご提出いただきますようお願いいたします。（P.10 6 参照）

津山市ホームページから「償却資産」で検索すると、この手引きのダウンロードができます。

申告書提出先 及び お問い合わせ先	〒708 - 8501 岡山県津山市山北520番地 津山市財政部課税課資産税家屋係 （本庁2階 番窓口） TEL : (0 8 6 8) 3 2 - 2 0 1 6
-------------------------	---

津 山 市

目 次

償却資産のあらまし	1
1. 償却資産とは	1
2. 償却資産の種類	1
3. 申告の対象となる資産	2
4. 建築設備における家屋との区分	3
5. 業種別の主な償却資産	4
6. 家屋の所有者以外の者が所有することとなった家屋の附帯設備等	5
7. 税務会計と固定資産税における取扱いの相違点	5
固定資産税（償却資産）の課税について	6
1. 納税義務者	6
2. 課税標準額	6
3. 税 率	6
4. 免 税 点	6
5. 納 期	6
6. 過年度課税	6
7. 減 免	6
8. 評価額の求め方	7
償却資産の申告について	8
1. 申告していただく方	8
2. 申告の方法	8
3. 取得価額、取得年月及び耐用年数	9
4. 耐用年数省令の改正による耐用年数の変更	9
5. 申告に際しての注意事項	10
6. 申告されない方・虚偽の申告をされた方	10
7. 実地調査等のお願い	10
8. 課税標準の特例及び非課税について	11
申告書の記入について	14
主な減価償却資産の耐用年数表	22

償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額・減価償却費が法人税法・所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの。

ただし、一部のものを除きます。(P.3 部分参照)

2. 償却資産の種類

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	舗装路面（工場の構内、作業広場、駐車場等）橋、軌道、ネットフェンス、門、塀、庭園、植栽、緑化施設、駐輪場、モニュメント、二層式駐車場（周壁がないもの）排水溝、広告塔、ガス・石油・給水タンク、アーケード等
	建 物 建 物 附 属 設 備	1. プレハブ等の建物で基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物、ビニルハウス、簡易物置等 2. 建築設備のうちで償却資産として扱うもの （P.3「4. 建築設備における家屋との区分」参照） 3. 賃借人（テナント）が借家に付加した建築設備・内装
2	機 械 及 び 装 置	金属・印刷等の製造加工機械、工作機械・木工機械等各種産業機械、土木建設機械（パワ・ショベル・ブルド・ザ・）、その他物品の製造・加工に使用する機械、農林業用機械、自走式作業用機械、 <u>大型特殊自動車（車両番号が「00」・「99」のもの）等</u>
3	船 船	モ・タ・ボ・ト、ヨット、遊覧船、漁船、作業船、客船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプタ -、グライダー - 等
5	車 両 及 び 運 搬 具	トロッコ、台車、貨車、電車、機関車、構内運搬車、フォークリフト等（自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除く）
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、椅子、家具、陳列ケ - ス、金庫、レジスタ -、冷蔵庫、ル - ムク - ラ -、電気機器、自動販売機、理・美容機器、医療機器、パソコン、ファクシミリ、各種工具、その他営業用備品等

3. 申告の対象となる資産

平成24年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次にあげる(1)～(10)のいずれかに該当するもの。

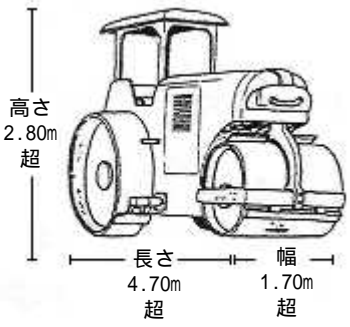
- (1) 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- (2) 少額資産(取扱いについては下記のとおり)

国税(法人税及び所得税)の取扱い	地方税(固定資産税)
使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時損金(必要な経費)に算入可能	一時に損金(必要な経費)に算入されたものは 申告対象外
当該法人等の有する減価償却資産(取得価額が20万円未満)を一括して、3年間で損金(必要な経費)に算入可能(「一括償却」)	「一括償却」の対象とされたものは 申告対象外
個別償却の場合	申告対象
中小企業者等の取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特例制度により、損金算入または必要経費算入(即時償却)の場合	申告対象

- (3) 即時償却制度適用の資産(パソコン等の特定情報通信機器)
- (4) 簿外資産であるが事業の用に供することができるもの
- (5) 耐用年数を経過し(減価償却済)帳簿上残存価額のみが計上されている資産
- (6) 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供することができる状態にあるもの
- (7) 遊休資産・未稼働資産であっても、いつでも事業の用に供することができる状態にあるもの
- (8) 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- (9) 福利厚生のに供するもの
- (10) 大型特殊自動車(登録の有無にかかわらず)

大型特殊自動車とは・・・

キャタピラを有する自動車、ロ-ドロ-ラ、ショベルロ-ダ、フォ-クリフト、ホイ-ルクレ-ン、ポ-ルトレ-ラ並びに国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車。
(道路運送車両法施行規則別表第1参照)



小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)とは・・・

上記に掲げる自動車であって、大きさが、長さ4.70メートル以下、幅が1.70メートル以下、高さが2.80メートル以下の基準に該当するものうち、最高速度15キロメートル毎時以下のもの。

次の資産は課税対象にならないので申告の必要はありません。

自動車税・軽自動車税（小型特殊自動車（フォークリフト等）、農耕作業車（トラクター、乗用田植機、コンバイン等）を含む）の課税対象となるもの
生物（観賞用・興行用生物は除く）

無形減価償却資産（例：商標権、営業権など）

耐用年数が1年に満たないもの（使用可能期間が1年未満のもの）

4. 建築設備における家屋との区分

建築設備については家屋と償却資産に区分して課税することになっており、主な区分は下記の通りです。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
受変電設備	自家用発電設備、受変電設備（配線等を含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、灯光機、スポットライト、 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、 アンプ等の装置・器具類	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知装置	屋外の装置（配線等を含む）	屋内の装置
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線等を含む）	
避雷設備、換気設備、 衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備 給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管等を含む） 屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、 病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	生産ライン用リフト、ベルトコンベアー	エレベーター、ダムウェーター、 リフト、エスカレーター
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

5. 業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると、下記のとおりです。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、キャビネット、レジスター、金庫、自動販売機、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、内部造作、簡易間仕切り、駐車場設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印 刷 業	印刷機、製版機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機等
料 理 飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列ケ - ス (冷凍・冷蔵機付を含む)、日除け等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌設備、サインポ - ル等
医 (歯 科) 業	医療機器 (レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、ガス (麻酔等) 設備等
ク リ - ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不 動 産 貸 付 業	受変電装置、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
駐 車 場 業	受変電設備、駐車装置 (機械装置、ターンテーブル)、駐車料金自動計算装置、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、舗装路面
公 衆 浴 場	温水器、ろ過機、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	客室設備 (ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ器、パチンコ器取付台 (シマ工事)、ゲーム機、両替機、玉貸機等
ゴ ル フ 練 習 場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備等

6. 家屋の所有者以外の者が所有することとなった家屋の附帯設備等

本市では家屋の所有者以外の者が事業の用に供するために取り付けた資産（特定附帯設備）については、取り付けた者を所有者とみなし償却資産として取り扱うことを定めています（市賦課徴収条例第51条第7項）。具体的には次のようなものがあります。

建築設備及び特殊設備

建築設備・・・電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、防災設備、空調設備、運搬設備

特殊設備・・・舞台、固定椅子、ルーバー、グリル、カウンター、造付家具等

省令で定めるもの（地方税法施行規則10条の2の11）

木造家屋・・・外壁、内壁、天井、造作、床、建具

非木造家屋・・・外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具

以外でも家屋の所有者以外の者が事業の用に供するために取り付けた資産は家屋に属する部分であっても家屋以外の資産（償却資産）とみなして取り扱うこととなっています。

7. 税務会計と固定資産税における取扱いの相違点

項 目	国税（法人税及び所得税）の取扱い	地方税（固定資産税）
償却計算の期間	法人：事業年度 個人：暦年	暦年（賦課期日制度） （1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制	定率法 （減価率は「旧定率法」で使用する償却率と同様）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません（注1）
特別・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却（所得税・法人税）	認められます	認められます（注2）
評価額の最低限度	備忘価格（1円）	取得価額の100分の5
改良費（資本的支出）	原則区分評価 一部合算も可	区分評価 （改良を加えた資産と改良費を区分して評価する）
中小企業者の少額減価償却資産の損金算入の特例	認められます	認められません

（注1） 固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で、取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（注2） 法人税法施行令第60条の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。この場合、届出書等が必要となりますので、申告の際添付してください。

固定資産税（償却資産）の課税について

1. 納税義務者

平成24年1月1日現在の償却資産の所有者です。

2. 課税標準額

平成24年1月1日現在の全資産の『評価額』の合計が『決定価格』となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は特例適用後の額、適用がない場合は決定価格がそのまま『課税標準額』となります。

3. 税 率

税率は1.4 / 100です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{(1,000円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} \times \frac{1.4}{100} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

4. 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

5. 納 期（平成24年度予定）

1期（全期）	5月 1日
2 期	7月31日
3 期	10月 1日
4 期	12月25日

6. 過年度課税

今回の申告で、平成23年1月1日以前に取得していたが、申告漏れとなっていた資産があった場合、過年度（20・21・22・23年度）のうち、課税標準額が150万円以上になった年度が課税されます。

7. 減 免

災害その他の事故により著しく損傷した資産がある場合は、固定資産税の減免の取扱いがあります。詳しくは担当係までお問い合わせください。

8. 評価額の求め方

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として評価します。
評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

- ・ 前年中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times (1 - r / 2)$$

- ・ 前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

r・・・耐用年数に応ずる減価率（下表参照）

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1 - r / 2	1 - r		r	1 - r / 2	1 - r
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858
5	0.369	0.8155	0.631	16	0.134	0.933	0.866
6	0.319	0.8405	0.681	17	0.127	0.9365	0.873
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.9455	0.891
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896
11	0.189	0.9055	0.811	22	0.099	0.9505	0.901
12	0.175	0.9125	0.825	23	0.095	0.9525	0.905

（注）減価率については減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第7（旧定率法の償却率）によるものです。

耐用年数省令の改正について

平成20年度税制改正により耐用年数省令の改正がありました（機械及び装置を中心に大括り化（390区分→55区分））。これに伴い固定資産税（償却資産）の評価については、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、既存資産を含めて平成21年度から改正後の耐用年数が適用されます。

従って、平成21年度以降の評価額の計算は、平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することとなります。

資産の原始取得時に遡って再評価を行なうものではありません。

償却資産の申告について

1. 申告していただく方

事業（製造業、販売業、建設業、サ・ビス業、不動産賃貸業、農業等のすべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方、又は、これらの資産を他に貸付けられている方。

なお、償却資産の有無にかかわらず、申告書は必ず提出してください。

2. 申告の方法

(1) 申告事項

平成24年1月1日現在所有し、かつ津山市内に存在する償却資産の状況等について、14～21ページの「申告書の記入について」に従って申告してください。

なお、私製様式により申告される場合、市からお送りした「償却資産申告書」の用紙（記入は不要です）を必ず添付してください。（エルタックスによる申告の場合は省略可）

(2) 申告方法と提出書類

下表の区分により 印のついている書類を提出してください。

平成23年中に新たに事業を開始された方

今回初めて申告される方 全資産申告

申告の区分	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	注 意 点
申告資産あり			資産の多少にかかわらず必ず申告してください。
申告資産なし		×	申告書の17.備考欄に『該当資産なし』と記入してください。

前年度以前に申告された方（電算申告は除く） 資産の増減申告

申告の区分	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書		注 意 点
		(増加資産・全資産用)	(減少資産用)	
資産増減なし		×	×	申告書の17.備考欄の増加資産及び減少資産については、無を で囲んでください。
増加資産のみあり			×	1.平成23年1月2日～平成24年1月1日の間の資産の増減について記入してください。申告漏れの資産についても記入してください。
減少資産のみあり		×		
増加・減少両方あり				2.種類別明細書(減少資産用)に前年までに申告された内容を打出していますので減少する資産の行番号と取得価格を で囲んでください。

電算申告される方 全資産申告

3 . 取得価額、取得年月及び耐用年数

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、所得税又は法人税の取扱いと同じです。ただし、以下の点にご注意ください。

- ・消費税の取扱いについては、税込処理をしている場合は税込価格を、税抜処理をしている場合は税抜価格をそれぞれ取得価額としてください。
- ・圧縮記帳の制度は認められていませんので、本来の価格（圧縮をしない価格）で申告してください。

(2) 取得年月

資産の所有権を取得し、かつ、その資産を事業の用に供することができる状態になった時期が取得年月となります。従って、資産の所有権を取得した日が、必ずしも取得年月であるとは限りません。

(3) 耐用年数

耐用年数は所得税又は法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数は次の3種類があります。

法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第1、2、5及び6に掲げられた耐用年数

(P.22 「主な減価償却資産の耐用年数表」参照)

中古見積耐用年数・・・同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

短縮耐用年数・・・所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

4 . 耐用年数省令の改正による耐用年数の変更

平成20年度税制改正において耐用年数省令の見直しが行なわれました。このため、固定資産税（償却資産）の評価は、既存資産を含めて、平成21年度分から改正後の耐用年数が適用となります。(P.7 「耐用年数省令の改正について」参照)

なお、既存資産について耐用年数の変更がある場合は、申告が必要となります。種類別明細書（減少資産用）において、「改正後耐年」欄に改正後の耐用年数、「摘要」欄には「省令改正による」と記入してください。

また、申告漏れ・移動等の増加事由で、取得年月が平成19年12月以前の資産を種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入する場合は、「改正前耐年」欄に改正前の耐用年数、「耐用年数」欄に改正後の耐用年数を記入してください。

詳しくは P.14～21 「申告書の記入について」参照

津山市ホームページに、耐用年数表の新旧対応関係表を掲載していますのでご覧ください。

5. 申告に際しての注意事項

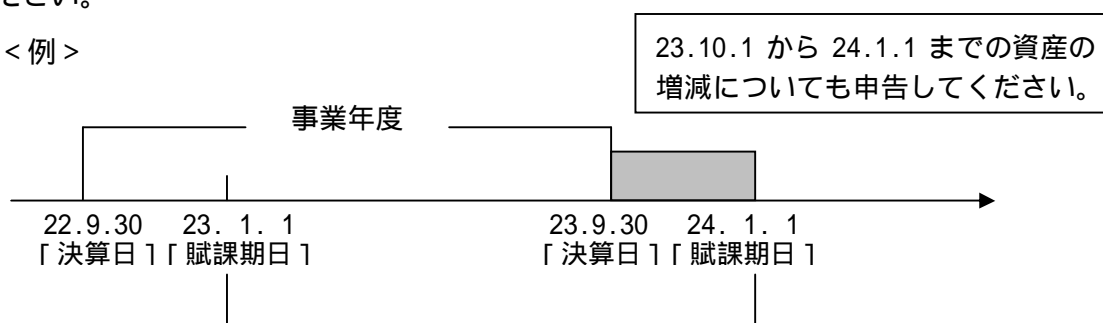
(1) 次の点に特に注意してください。

- ・ 本年度が免税点未満になると判断される場合でも申告はしてください。
- ・ 法人成り、解散、事業所閉鎖等の場合でも、その旨と異動年月日を申告してください。
- ・ 所有権留保付割賦販売資産については、原則買主の方が申告してください。
- ・ 改良費は、区分評価となりますので本体部に加算せずに、個別の資産として申告してください。耐用年数は、本体部と同じ年数にしてください。

(2) 固定資産税の賦課期日(1月1日)と事業年度との関係

決算日から賦課期日までの資産の増減についても、申告漏れのないように注意してください。

<例>



6. 申告をされない方・虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合、市賦課徴収条例72条の規定により3万円以下の過料を科せられることがあるほか、地方税法第368条の規定により過不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等が科せられることがあります。

7. 実地調査等のお願い

津山市では申告内容の確認調査を行っています。その際、国税申告書添付書類(減価償却資産内訳・明細書(写)、または減価償却費の計算書(写))等の提出を求められます。

(1) 資産の所在地における実地調査

(2) 本社(事業所)における帳簿等調査

(3) 郵送による帳簿等(写)の提出依頼

[注]正当な理由がなく上記の調査に協力されない場合は、罰金等が科せられることがあります。

8 . 課税標準の特例及び非課税について

該当する資産がありましたら、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に『特例該当』又は『非課税該当』と記入し、添付書類（コピー可）と併せて提出してください。

< 注意事項 >

- ・平成23年度現在、主なものは次のとおりです。このうち、政令・総務省令等で定める要件を満たすもののみが対象となります。
- ・平成23年度の法改正により、課税標準の特例及び非課税の内容が変更又は廃止されたものがあります。

(1) 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び本法附則第15条の規定により、次に掲げる償却資産(抜粋)については課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

課税標準の特例適用資産（抜粋）

地方税法	資産の種類	範囲	添付書類	
法第三四九条の三	第1項	変電又は送電施設等 (更新設備は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般電気事業者 ・卸電気事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・受電契約書写 ・配置図
	第3項	ガス事業用資産	ガス事業法第2条第2項の一般ガス事業の用に供するもの ガス事業法第2条第4項の簡易ガス事業の用に供する特定ガス発生設備(容器及び気化装置を除く。)及び附属設備の用に供する機械及び装置並びに導管	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法による許可書写
	第4項	農業協同組合、中小企業等協同組合、その他の政令で定める法人が、農林漁業又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置	政府の補助又は資産の貸付を受けて取得したもので1台又は1基の取得価格が政令に定める価格以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国の行政機関の作成した計画書の写、並びに補助又は貸付決定通知書の写

地方税法	資産の種類	範囲	添付書類	
本 法 附 則 第 十 五 条	第1項	営業用倉庫に附属する機械設備	流通機能の高度化に寄与する倉庫	・地方運輸局長の証明書写 ・及びカタログの仕様書等
	第2項 第1号	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設がある事業場の汚水又は廃液の処理施設	・特定施設届出書写 ・配置図
	第2項 第2号	ばい煙処理施設	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設の、総務省令で定める機械その他設備	・ばい煙発生施設届出書写 ・配置図
	第2項 第3号 第4号	ごみ処理施設 一般廃棄物の最終処分場 産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物処理施設で、総務省令で定めるもの	・産業廃棄物処理施設設置(変更)届出受理書の写 ・配置図
	第2項 第5号	下水道法に規定する公共下水道使用者が設置した除害施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置及び汚泥処理装置等並びにこれらの附属設備	・除害施設届出書写 ・配置図
	第8項	廃棄物再生処理用の機械その他の設備	廃プラスチック、古紙、廃木、ガラスくず、アルミくず等の再生利用を目的とする処理にかかるもの	・カタログ ・仕様書
	第34項	太陽光電気変換設備	新エネルギー等事業者支援対策事業計画に基づくもの。	・国の行政機関の作成した計画書の写、並びに補助金決定通知書の写

(2) 非課税

地方税法第348条の規定により次に掲げる償却資産（抜粋）については固定資産税が課税されません。

非課税該当資産（抜粋）

法第348条第2項第10号から第10号の7

「生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設、身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法による知的障害者援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設、社会福祉法による社会福祉事業、更生保護事業法による更生保護事業の用に供する固定資産」

具体例としては、在宅介護支援センター - 専用資産等があります。

- (注1) 非課税資産は、各項目のうち政令又は総務省令で定められたものに限りません。
- (注2) 非課税資産については、法令の改正により内容が変更される場合があります。
- (注3) 固定資産を有料で借り受けた者が、地方税法第348条第2項の各号に掲げる固定資産として使用する場合には、固定資産税は当該固定資産の所有者に課することができます。